

○香芝市が締結する契約における暴力団排除措置要綱

平成24年4月1日

要綱・通知

管財課

(趣旨)

第1条 この要綱は、香芝市が締結する契約から暴力団又は暴力団員の介入を排除し、適正な履行を確保するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事、測量業務、建設コンサルタント業務、物品の購入、物品借入れ、業務委託、役務の提供等の契約及び財産の買入れ、売払い、貸付契約等の市が締結するすべての契約をいう。
- (2) 入札参加資格者 市が締結する契約に関し、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び第167条の5に規定する一般競争入札の参加資格並びに同令第167条の11に規定する指名競争入札の参加資格を有する者をいう。
- (3) 役員等 法人にあつては役員(非常勤である者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等及び物品・役務関係業務の契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、法人格を持たない団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (4) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (5) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (6) 不当介入 契約の履行に当たり、事実関係及び社会通念等に照らして合理的理由が認められない不当又は違法な要求若しくは契約の適正な履行を妨げる行為をいう。

(排除措置)

第3条 市長は、入札参加資格者及び随意契約の相手方となる者(以下「入札参加資格者等」という。)が別表に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、当該入札参加資格者等を市の入札及び契約から排除するものとする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、排除の対象となった者(以下「排除措置対象者」という。)を構成員とす

る共同企業体、事業共同組合等についても適用する。

(一般競争入札からの排除)

第4条 市長は、一般競争入札を行うに当たり、排除措置対象者の入札参加又はその資格を認めないものとする。

2 市長は、入札参加又はその資格を認めた者が契約の締結までの間に排除措置対象者となったときは、当該入札参加又はその資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前2項に規定する措置は、あらかじめ入札公告において周知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第5条 市長は、契約に係る指名競争入札を行うに当たり、排除措置対象者となった者を指名しないものとする。

2 市長は、指名を受けた者が契約の締結までの間に排除措置対象者となったときは、当該指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

(随意契約からの排除)

第6条 市長は、入札参加資格の有無にかかわらず、排除措置対象者を随意契約の相手方としないものとする。

(契約の解除)

第7条 市長は、契約の相手方が排除措置対象者となった場合、当該契約を解除することができる。

(不当介入等に対する措置)

第8条 市が締結する契約の相手方となった者は、その契約を履行するに当たり暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、遅滞なく市長へ報告するとともに警察へ届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により適切な報告及び届出を行った契約の相手方が不当介入を受けたことにより履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、工程の調整及び履行期限の延長等の必要な措置を講じるものとする。

(関係機関との連携)

第9条 市長は、この要綱の運用に当たっては、香芝警察署との密接な連携のもと行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(香芝市建設工事等暴力団対策措置要綱の廃止)

2 香芝市建設工事等暴力団対策措置要綱(平成15年1月6日施行)は、廃止する。

別表(第3条関係)

(措置要件)

- 1 役員等が暴力団員であるとき。
- 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 香芝市と締結した契約に係る下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7 香芝市と締結した契約に係る下請契約等に当たり、上記1から5までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記6に該当する場合を除く。)において、市長が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8 香芝市と締結した契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。